

19 世紀のアイヌ社会における和名化の展開過程

遠 藤 匡 俊*

Name-giving Prohibition among the Ainu and Expansion of Japanese Names in the Nineteenth Century

Masatoshi ENDO *

I. 目 的

蝦夷地は 2 度にわたり幕府の直轄地となり、アイヌの風俗・習慣を和人風に変えるという同化政策が実施された。この同化政策によって、アイヌの個人名がアイヌ名（アイヌ語の名）から和名（日本語の名）に改名される和名化が生じた。これまで和名化は、幕府の同化政策によってアイヌ文化が変容する事例として注目されてきた。また、アイヌ社会には「近所に生きている人と同じ名をつけない」という個人名の命名規則が存在していた。個人名の命名にあたって、文字をもたなかったアイヌは、周囲の人々の名を思い浮かべて、同じ名とはならないように配慮したものと考えられる。しかし、従来の研究では、和名化の展開過程は明確ではなく、和名化と命名規則の関係についても必ずしも明確ではなかった。

本研究の目的は、アイヌ社会における和名化の展開過程を示した上で、和名化と命名規則の関係について検討することである。

II. 史料と方法

1800 年代初期の和名化と命名規則の分析では、1800（寛政 12）年の択捉（エトロフ）場所の『恵登呂府村々人別帳』（東京大学史料編纂所蔵）などを用いた。1800 年代中期の和名化と命名規則の

分析では、『松浦武四郎文書』（国文学研究資料館史料館蔵）、『西川家文書』（小樽市博物館蔵）、『北蝦夷地仕出之部御用留』（北海道立文書館蔵）、『三石領資料』（北海道立図書館蔵）などを用いた。

方法は、和名化の分析においては人別帳などの史料に記された一人ひとりの名前を、とくに音声に着目してアイヌ名と和名とに分類した。また命名規則の分析においては、人別帳などの史料に記された一人ひとりの名前を、音声に着目して同名かどうかを判断した。こうして、「近所に生きている人と同じ名をつけない」という個人名の命名規則が、どの程度に遵守されていたのかを把握した。

主な対象地域は、幕府の直轄地となってまだ間もない 1800（寛政 12）年の択捉（エトロフ）場所、蝦夷地が松前藩領となった後に再び幕府の直轄地となった 1858（安政 5）年の静内（シズナイ）場所、三石（ミツイシ）場所などである。

III. 1800（寛政 12）年の択捉場所

1799（寛政 11）年から幕府は蝦夷地を直轄地として同化政策を実施した。この同化政策によって、アイヌ名が和名に変えられる和名化が生じた。各地域の和名化率¹⁾は、1800（寛政 12）年の択捉（エトロフ）場所では 18.6%、1803（享和 3）年の厚岸（アッケシ）場所は 2.0%であり、1812（文化 9）年の静内（シズナイ）場所、1822（文政 5）

* 岩手大学教育学部地理学研究室

* Department of Geography, Faculty of Education, Iwate University

年の高島（タカシマ）場所、1828（文政11）年の北蝦夷地東浦（カラフト）ではいずれも0%であった。このように1800年代初期においては、ロシア人が南下してきた千島列島方面の択捉（エトロフ）場所において、和名化率が進められた。

最も和名化率が高かった択捉（エトロフ）場所においては、多くの集落において和名化が生じていた。和名化率を集落別にみると、最高はナヨマエ集落の37.5%、最低はシレット集落の0%である。平均すると、1集落あたりの和名化率は18.6%である。択捉（エトロフ）場所で和名を持つ人のほとんどが10歳以下の男女であった。

択捉（エトロフ）場所の同名率²⁾は1.0%であり、高島（タカシマ）場所の1.6%に次いで高い。北蝦夷地東浦（カラフト）は0.5%、静内（シズナイ）場所は0.4%、厚岸（アッケシ）場所は0.3%である。同名事例11例のうち8例までが和名と和名の同名事例であった。同名事例となった和名保持者17人のうち14人までが10歳以下、11人までが5歳以下の人々であった。アイヌ名のみに着目すると、択捉場所（エトロフ）の同名事例は3例、同名率は0.3%と低い値となる。

IV. 1801（享和1）年の択捉場所

『恵登呂府村々人別帳』には1800（寛政12）年の和名への改名者が記されているが、翌1801（享和1）年にアイヌ名を和名に改名した事例も加筆されている。この間に10歳以下の男女に限らず青壮年などにも和名化が進んでいることがわかる。1800～1801（寛政12～享和1）年間の死亡者、集落間移動者などによる人口変化を考慮したうえで和名化の状況を見ると、和名化率は1800（寛政12）年の18.6%（210/1,128）から1801（享和1）年の35.4%（397/1,123）へと増加した。

和名化が進んでも同一家内における同名事例は1例もなかった。同一集落内では1800（寛政12）年と同様にセオノツ集落のアイヌ名の同名事例1例のみであった。シャナ集落では1800～1801（寛政12～享和1）年間に和名から和名への改名が2例生じたが、同名とはならなかった。1人（7歳の女子）の1800（寛政12）年の改名前の和名と

もう1人（18歳の女子）の1801（享和1）年の改名後の和名は同名である。つまり改名によって同じ年次における同一集落内の同名は回避されたことになる。このため和名化にあたっては、少なくとも和人側には、命名規則の空間的適用範囲として集落が認識されていた可能性がある。このように、多くの集落において和名化が進んだものの、同じ名を持つ人が同一集落内に同時居住することは、1例を除いてなかったことが確認された。

次に択捉（エトロフ）場所全体で居住者名を照合した結果、シャナ集落とラウシ集落の間で同名事例が1例など、全体で32例（集落内1例、集落間31例）の同名事例が確認された。このうち29例（すべて集落間の同名事例）が和名と和名の同名事例であった。集落間の同名事例は隣接集落間において非常に少なく、より離れた集落間において多く生じていた。集落別に同名事例に関わった回数をみると、和名保持者数が多い集落において和名の同名事例が多い傾向がある。和人が行う政治・行政の中心となる会所や漁業を行う上での基地となる番屋が設けられた地点であることが多い。さらに、1801（享和1）年には10歳以上の年齢層にも和名化が進展し、この人々がすでに1800（寛政12）年に和名を保持していた人々と同じ名を持つことで同名事例が生じた事例が多かった。

和名化の進展によって和名の同名事例が多くなり、1801（享和1）年の択捉（エトロフ）場所の同名率は2.8%（32/1,123）と少し高い値になった。しかし、1858（安政5）年の根室（ネモロ）場所や明治期の北海道の事例のように、アイヌ名を和名に改名した後であっても、アイヌの人々は日常生活においては和名ではなくアイヌ名を使用し続けていたと考えられる。そこで和名改名者はアイヌ名と和名を保持していたとする場合、アイヌ名に着目すると、択捉（エトロフ）場所の同名率は0.3%（3/1,123）と低い値である。つまり、和名に着目すると命名規則が混乱したかのようにみえるが、アイヌ名に着目すると命名規則はよく遵守されていたことになる。

V. 1858～1871（安政5～明治4）年の 静内場所

1855（安政2）年からは蝦夷地は再び幕府の直轄地となり、同化政策がさらに進められた。1856～1858（安政3～安政5）年頃の蝦夷地において、最も和名化率が高かったのは根室（ネモロ）場所の69.3%であり、厚岸（アッケシ）場所の27.5%、高島（タカシマ）場所の22.4%、宗谷（ソウヤ）場所の19.2%がこれに次ぎ、静内（シズナイ）場所は10.6%、三石（ミツイシ）場所は9.8%、紋別（モンベツ）場所は1.7%であった。

静内（シズナイ）場所では、1812（文化9）年には和名化率0%であり、同名率も0.4%と低い値であった。1858（安政5）年には和名化率は10.6%と高くなったが、同名率は0.1%と低いままであった。1864～1866（元治1～慶応2）年間には和名化率は30～35%とさらに高まり、同名率も2.2%～2.7%と高まった。しかし、1871（明治4）年には和名化率と同名率は非常に低くなる。

同名事例のほとんどは和名と和名の同名である。和名保持者は、1858（安政5）年にはほとんどが5歳以下の男女であり、1864（元治1）年には10歳以下、1865（慶応1）年には15歳以下の男女がほとんどである。1866（慶応2）年には和名保持者のほとんどが15歳以下であることには変わりはないものの、和名保持者のなかにアイヌ名をも保持する事例が少し含まれるようになる。1871（明治4）年には和名保持者が非常に少なくなり、5歳以下の人々のほとんどは無名のままであった。これは同化政策による和名化が、とくにまだアイヌ名を命名されていない無名の段階である5歳以下の男女が進められたが、明治期になると4～5歳以上の年齢になってからはじめてアイヌ名を命名するという本来のアイヌ文化に戻ったものと推測される。

VI. 1858～1869（安政5～明治2）年の 三石場所

1858（安政5）年の三石（ミツイシ）場所の和名化率は9.8%であり、和名保持者の多くは5歳

以下の男女であった。その後は和名化が進み、1868（慶応4）年には15歳以下の男女にかなり和名保持者がみられ和名化率は37.0%と高まった。しかし、1869（明治2）年には和名保持者の多くは5歳以下の男子と10歳以下の女子となり、和名化率は12.4%と下がった。とくに5歳以下の男女では無名のままという事例が少しみられる。同名事例は1858（安政5）年と1868（慶応4）年にみられ、すべて和名と和名の同名事例である。同名率は1858（安政5）年に0.4%、1868（慶応4）年に1.5%であった。

1860（安政7）年の三石（ミツイシ）場所の和名化率を年齢別にみると、1歳で100%（10/10）、2歳で100%（2/2）、3歳で100%（9/9）、4歳で100%（7/7）、5歳で83.3%（5/6）、6歳で25.0%（2/8）、7歳で12.5%（1/8）である。和名化がとくに出生後まだ間もない幼児から始まっていることがわかる。

なお、紋別（モンベツ）場所の和名化率は、1856（安政3）年に1.7%、1862（文久2）年に17.9%、1868（明治元）年に7.1%、1872（明治5）年に14.5%と変化した。また1857（安政4）年の宗谷（ソウヤ）場所では、和名保持者は10歳以下の男女で多くみられたが、1857（安政4）年には11歳～25歳の男性で多くみられた。

VII. 北蝦夷地場所の北部地域

1800年代中期には、ロシアの南下政策に対する恐怖と国境問題は、北蝦夷地（カラフト）においても重要課題となっていた。1800年代初期においては択捉（エトロフ）場所や厚岸（アッケシ）場所など千島列島方面の地域におけるアイヌの和名化率が高かった。1856（安政3）年には厚岸（アッケシ）場所は和名化率27.5%であり、択捉（エトロフ）場所の役職者（アイヌ社会の村方三役である乙名、小使、土産取など）のほとんどは和名化していた。しかし、1800年代中期の北蝦夷地（カラフト）においては、クシユンコタン周辺地域などの役職者が改名・帰俗しているものの、1856（安政3）年の北蝦夷地（カラフト）の和名化率は0.3%と低い。北蝦夷地（カラフト）のなかでもア

イヌが居住する最北部に相当するシリマオカ領では、1858（安政5）年に和名化した人は一人もなく和名化率は0%である。同じくウシヨロ領では1863（文久3）年に和名化率は16.8%と高まるが、和名保持者のほとんどは10歳以下の男女であり、より南部の地域と較べても和名化率はとくに高い値ではなかった。

VIII. 和名化の展開初期

1800（寛政12）年の択捉（エトロフ）場所は和名化率が高かったものの、和名化したのはほとんどが10歳以下の男女であり、30人の役職者は一人も和名化していなかった。同様に、1858（安政5）年の静内（シズナイ）場所と三石（ミツイシ）場所では、和名化したのはほとんどが5歳以下の男女であり、役職者は一人も和名化しなかった。

一方で、1857（安政4）年の根室（ネモロ）場所では、34人の役職者のうち和名保持者は34人（うち33人は和名とアイヌ名を保持）であり、1856（安政3）年の厚岸（アッケシ）場所では役職者9人のうち和名保持者は4人であった。

このように、1800年代初期と1800年代中期のいずれにおいても、和名化は10歳以下の若年層から展開していたと考えられる。役職者の和名化

の展開については、地域差があったものと考えられる。

なお、和名化はまず10歳以下の男女で実施されたが、この事実を示す史料は、和人が勝手に作成したものではなく、アイヌの人々の意志（幼児にあっては親の意志）を尊重した上でのものであった可能性がある。つまり幕府の同化政策によって和名化を強制されたものであったとしても、アイヌの人々は自らの意志で和名を受け入れるかどうかを判断し、その結果が史料に反影されている可能性がある。事実とは異なる内容を記録しようとする場合には、ロシアとの国境問題を抱えていた時代背景からして、幼児のみではなく全員の名前を和名として記録したほうが対外的には好都合であったと考えられる。

謝 辞

本研究では平成15（2003）年度東京地学協会研究・調査助成金を使用させていただきました。篤く御礼申し上げます。

注

- 1) 和名化率 (%) = $100 \times (\text{和名を持つアイヌ人口}) / (\text{アイヌ人口})$
- 2) 同名率 (%) = $100 \times (\text{同名事例数}) / (\text{アイヌ人口})$